

秋田市有林を活用したJ-クレジット創出事業仕様書

1 事業目的

秋田市有林を対象に、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下、「J-クレジット制度」という。）に基づくクレジットの創出および販売を本市と共に共同で行い、持続可能な市有林整備を推進するものである。

2 事業期間

協定締結日から令和18年3月31日まで

※プロジェクト登録は、令和9年度中を想定

※プロジェクト期間は、8年間を想定

3 事業対象森林

秋田市有林 2,763.53ha

※森林経営計画（令和6年2月15日認定、認定番号 秋田5-1）

4 事業内容

- (1) プロジェクト登録に係る計画書作成・妥当性確認・登録申請
- (2) モニタリングの実施・報告書作成・検証審査
- (3) J-クレジットの認証・発行申請
- (4) 新規創出したJ-クレジットの販売

5 事業役割分担

作業項目	事業内容	本市	共同事業者
森林管理	秋田市有林の管理、整備	○	
プロジェクト登録	森林経営計画、施業履歴等の資料提供	○	
	現地確認（確認の必要がある場合）	○	○
	プロジェクト計画書の作成		○
	プロジェクト計画書の妥当性審査		○
	プロジェクト登録申請		○
モニタリング	モニタリングの実施		○
	モニタリング報告書の作成		○
	モニタリング報告書の検証審査		○
クレジット発行・販売	J-クレジットの認証・発行申請		○
	J-クレジットの販売	○	○

6 資料の貸与

- (1) 森林経営計画（令和6年2月15日認定、認定番号 秋田5-1）
- (2) 森林簿（(1)森林経営計画に対応する箇所のみ）
- (3) 航空レーザ計測および資源解析成果品
- (4) その他本事業の遂行上必要な資料

7 J-クレジットの帰属

審査機関および制度事務局などに提出するプロジェクト登録書などは、秋田市長名で申請を行い、創出されたクレジットは秋田市の口座に登録する。

8 関係法令の遵守

共同事業者は、本事業の実施にあたり関係法令を遵守すること。

9 関係制度文書

本事業の実施にあたっては、本仕様書の定めによるほか、J-クレジット制度管理者が定める次の最新の制度文書を遵守して実施するものとする。

- (1) 実施要綱
- (2) 実施規定（プロジェクト実施者向け）
- (3) 実施規定（審査機関向け）
- (4) モニタリング算定規定（森林管理プロジェクト用）
- (5) 方法論策定規定（森林管理プロジェクト用）
- (6) 約款（プロジェクト実施者向け）

10 個人情報保護に関する遵守事項

共同事業者は、本事業により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。協定期間終了後又は協定解除後も同様とする。

11 その他

- (1) 本事業の実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。
- (3) 共同事業者は、事業実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (4) 共同事業者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。